

「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」
の手引き
(小さなエリアマネジメント)

令和3年4月



企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課
都市整備局緑化推進部緑政課

はじめに

まちの活性化には、住民自らが「自分たちのまちは自分たちで創る」という意識の下、主体的にまちづくりを進める必要があります。

本市では、このような“住民主体の活動”を推進するため、これまで、活動費の助成や専門家派遣などの支援を行ってきましたが、これからは、より住民自らの発意と創意工夫を生かせる手法が求められています。

こうしたことから、近年、全国で注目されている「エリアマネジメント*1」の考え方とその手法について、本市でも積極的に導入し、その浸透を図りたいと考えました。

エリアマネジメントの特色は「公共施設等」を活用し、にぎわいづくりや財源確保のための営利活動を行う、ということにあります。これは、住民の創意工夫を導き、まちづくり活動の活性化に高い効果が期待できるとともに、本市全域における様々な種類の活動において応用可能なものだと考えます。

そして、本市において、このエリアマネジメントを着実に浸透させるには、活動規模や組織の大小、志向する取組などに応じた支援を行うことが必要です。

このため、都心や拠点地区等の事業者・住民等による活動を「大きなエリアマネジメント」、町内会・自治会等の地域団体による活動を「小さなエリアマネジメント」と2つに分け、各々の活動特徴を考慮した支援策を用意することとし、まずは、大きなエリアマネジメントについて平成31年2月に「広島市エリアマネジメント活動計画認定制度*2」を作り、運用を開始しました。

今回は小さなエリアマネジメントへの支援として、町内会・自治会等が街区公園等で行う活動を対象とした「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」を立ち上げます。

この制度により、町内会・自治会等の小規模な「エリアマネジメント団体」においても、エリアマネジメントの考え方に基づく取組が浸透し、本市のまちづくり活動がさらに活性化することを願っています。

*1 エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取組

*2 広島市エリアマネジメント活動計画認定制度

都市機能が集中する地区等で行われるエリアマネジメントのうち、公共施設等を活用しつつ、にぎわいづくり・環境維持等の多彩な活動を持続的に行うものについて、本市が「認定」し、施設管理者等はこの認定に基づき、活動の支障となる規制を特例的に緩和する制度

目 次

1 制度の概要	5
(1) 制度の趣旨	5
<エリアマネジメントとは>	6
(2) 公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業の概要	7
(3)対象となる場所（活動場所）	9
(4)対象となる団体（申請団体）	9
(5)対象となる要件	9
<にぎわいづくりイベントについて>	10
活動と要件の関係	11
具体的な活動の可否（例示）	12
2 町内会等の遵守事項等	14
(1) 遵守事項	14
(2) 留意事項	16
3 申請・審査の手続	17
(1) 手続等の窓口	17
(2) 手続等の方法	18
ア 物品販売等を主目的とする営利活動の実施	18
本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項（必ずお読みください）	20
物品販売等を主目的とする営利活動に係る申請・審査の流れ	22
具体的な手順等	24
イ 自動販売機の設置	26
本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項（必ずお読みください）	28
自動販売機の設置に係る申請・審査の流れ	30
具体的な手順等	32
ウ 指定管理者制度における公園改良の提案（自主事業）	34
本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項（必ずお読みください）	40
公園改良の提案に係る申請・審査の流れ	42
具体的な手順等	44
(3) 副申書作成依頼書の内容確認チェック票	46
参考資料	48
公園施設の種類（都市公園法）	49
にぎわいづくりイベント等に該当するもの	50

1 制度の概要

(1) 制度の趣旨

「小さなエリアマネジメント」は、町内会・自治会等によるまちづくり活動を支援することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としています。

エリアマネジメントを実施する場合、本来は活動団体が地域の課題を的確に把握し、まちづくりの将来像を定めた上で、必要な活動を展開することが望まれます。しかし、将来像の設定や活動計画の策定には相当のノウハウや組織力が必要であり、町内会・自治会等の規模の団体には容易ではありません。

このため、まずは町内会・自治会等が管理可能な規模・用途の公共施設を対象に、施設の利用に係る規制を緩和し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティの活動財源確保の両方を実現する活動を支援することとしました。この取組を通じて徐々に活動の意欲が高まり、地域の実情に応じた様々な取組が行われることを期待しています。

<エリアマネジメントとは>

1 エリアマネジメントの定義

エリアマネジメントは、一般的には、「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み」（国土交通省土地・水資源局作成「エリアマネジメント推進マニュアル」〔平成20年3月〕）と定義されています。

また、ここでいう「良好な環境や地域の価値の維持・向上」とは、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成や安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含んでいます。

2 エリアマネジメントの主な活動内容

エリアマネジメントの活動内容は、地区の特性により多種多様ですが、全国的に以下のような活動がよく実施されています。

- (1) 地域ルールづくり等（地域ビジョン等の作成、共有、地域独自のルールの作成、運用等）
- (2) 防災・防犯活動、環境維持活動（まちの清掃活動、防犯活動、防災活動等）
- (3) にぎわいづくり、地域活性化
- (4) コミュニティづくり
- (5) まちの情報発信
- (6) 公共施設や公共的空間の整備・管理
- (7) 民間施設等の公的利活用
- (8) 財源確保を主とした取組

3 大きなエリアマネジメントと小さなエリアマネジメントの違い

本市では、エリアマネジメントを活動団体の規模や、活動地域の特性に合わせて「大きなエリアマネジメント」と「小さなエリアマネジメント」に分けて制度の構築を行っています。

なお、大きなエリアマネジメントについては、「エリアマネジメント活動計画認定制度」を平成30年度に新設し、その推進を図っています。

エリアマネジメント推進の考え方

大きな
エリアマネジメント

◆広島駅周辺や紙屋町・八丁堀など拠点性の高い地区で、**住民・事業者等で構成する団体が、規制緩和により、公共施設や公共的空間を有効活用**

- ① 来訪者を呼び込み、地区を更に活性化
- ② 活動団体の財源確保

公共的空間の活用イメージ



小さな
エリアマネジメント

◆市内各地域で、**町内会・自治会等が、規制緩和により身近にある公園等を有効活用（営利活動や自動販売機の設置を検討）**

- ① 賑わいづくりによる地域コミュニティ活性化
- ② 町内会・自治会等の財源確保

公園での出店（営利活動）のイメージ



(2) 公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業の概要

本制度は下記㉖～㉘に係る規制緩和から成ります。

対象とする公共施設は街区公園等であり、町内会・自治会等が行う住民主体のにぎわいづくりに資する営利活動と活動財源の確保のための自動販売機の設置、さらに当該施設の指定管理者の場合は公園改良の提案を認めます。

本制度を利用する場合、それにより町内会等が得た収益は全て町内会等の活動財源に充てることを条件としています。なお、本制度に基づく活動により生じる公園使用料は免除します。

- ㉖ 物品販売等を主目的とする営利活動の実施
- ㉗ 自動販売機の設置（清涼飲料自動販売機に限る。）
- ㉘ 公園改良の提案

ア 物品販売等を主目的とする営利活動の実施

- ・ 町内会・自治会等が、街区公園等において、住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動に係る財源確保を目的に、営利活動（物品販売等）を主目的とするイベント等を実施する場合、これに係る規制を緩和します。
- ・ 上記による公園の使用を希望する町内会・自治会等は、総会での議決や地元説明等により地元同意を得た上で、各区地域起こし推進課へ実施計画書等を提出し、公園使用許可申請に添付する副申書（推薦書）の作成を申請します。
- ・ 地域起こし推進課は、申請内容が制度目的に合致するかを審査の上、副申書を交付し、交付を受けた町内会・自治会等は、副申書を添付の上、各区維持管理課へ公園使用許可申請を行い、許可を受けます。

イ 自動販売機の設置

- ・ 「公園清掃等報奨金制度利用団体」又は「街区公園等の指定管理者」である町内会・自治会等について、活動財源の確保を目的に、街区公園等で定期的のにぎわいづくり活動を行っている場合、現在認めていない自動販売機の設置を許可します。
- ・ 自動販売機の設置を希望する町内会等は、総会での議決や地元説明などで地元同意を得た上で、各区地域起こし推進課へ設置計画書等を提出し、公園施設設置申請に添付する副申書（推薦書）の作成を申請します。
- ・ 地域起こし推進課は、申請内容が制度目的に合致するかを審査の上、副申書を交付し、交付を受けた町内会・自治会等は、副申書を添付の上、各区維持管理課へ設置許可申請を行い、許可を受けます。

ウ 指定管理者制度における公園改良の提案（自主事業）

- ・ 「「街区公園等の指定管理者」である町内会・自治会等について、住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動に係る財源確保を目的に、定期的なにぎわいづくり活動行っている公園について、「公園施設（例：あずまや、物販用資材保管倉庫）の設置」や「公園の改良」を指定管理の自主事業として認めます。
- ・ 上記の自主事業の実施を希望する町内会・自治会等は、総会での議決や地元説明等により地元同意を得た上で、各区地域起こし推進課の協力の下、各区維持管理課と協議を行いながら指定管理の事業計画書を作成し、上記ア・イ同様に副申書（推薦書）の交付を受けた上で、これを添付して維持管理課へ事業計画書を提出します。（なお、指定管理期間中に公園改良の提案を行う場合は、指定管理の事業計画書を修正し、副申書の交付を受けた上で、これを添付して維持管理課へ事業計画の変更を申請することとなります。）
※公園施設（都市公園法施行令第5条各号に示す施設 P49 参照）
- ・ 維持管理課は、事業計画書の承認を行い、承認を受けた町内会・自治会等は、公園施設設置許可申請書を提出し、許可を受けます。

緩和内容及び手続き

対象団体		町内会等	報奨金団体 である 町内会等 (約 700 箇所)	指定管理者 である 町内会等 (約 80 箇所)	手続き
実施可能となる活動 (緩和内容)	㊦ 営利イベント				内規(公園施設の使用許可)の緩和
	① 自販機※	×			自販機(公園施設)の設置・管理許可の緩和
	㊦ 公園改良(提案)※	×	×		公園施設設置管理・許可等の緩和 (指定管理者制度の自主事業提案)

※にぎわいづくりイベントを前年度2回以上実施が必要

(3) 対象となる場所（活動場所）

町内会・自治会等の活動範囲内にある街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地（指定管理者制度又は広島市街区公園清掃等報奨金制度の対象となるものに限り、以下「街区公園等」という。）

(4) 対象となる団体（申請団体）

実施場所である街区公園等を活動範囲に含む次の①～③のいずれかに該当する団体（以下「町内会等」という。）であること。

- ① 単位町内会・自治会
- ② 連合町内会又は地区社会福祉協議会
- ③ 公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体（例：〇〇地区まちづくり協議会）

(5) 対象となる要件

ア 物品販売等を主目的とする営利活動の実施

上記(4)に示す団体であること。

イ 自動販売機の設置

次の(ア)から(ウ)の全てに該当する団体であること。

(ア) 上記(4)に示す団体であること。

(イ) 活動を実施する公園の指定管理者又は広島市街区公園清掃等報奨金交付要綱に基づき活動を実施する街区公園等の清掃等を行っている団体であること。
（※申請者の構成団体が該当する場合も含む）

(ウ) にぎわいづくりイベント（P.50 を参照）を、活動場所である街区公園等において前年度中に2回以上実施している団体

ウ 指定管理者制度における公園改良の提案（自主事業）

次の(ア)から(ウ)の全てに該当する団体であること。

(ア) 上記(4)に示す団体であること。

(イ) 活動を実施する公園の指定管理者となっている団体であること。

(ウ) にぎわいづくりイベント（P.50 を参照）を、活動場所である街区公園等において前年度中に2回以上実施している団体であること。

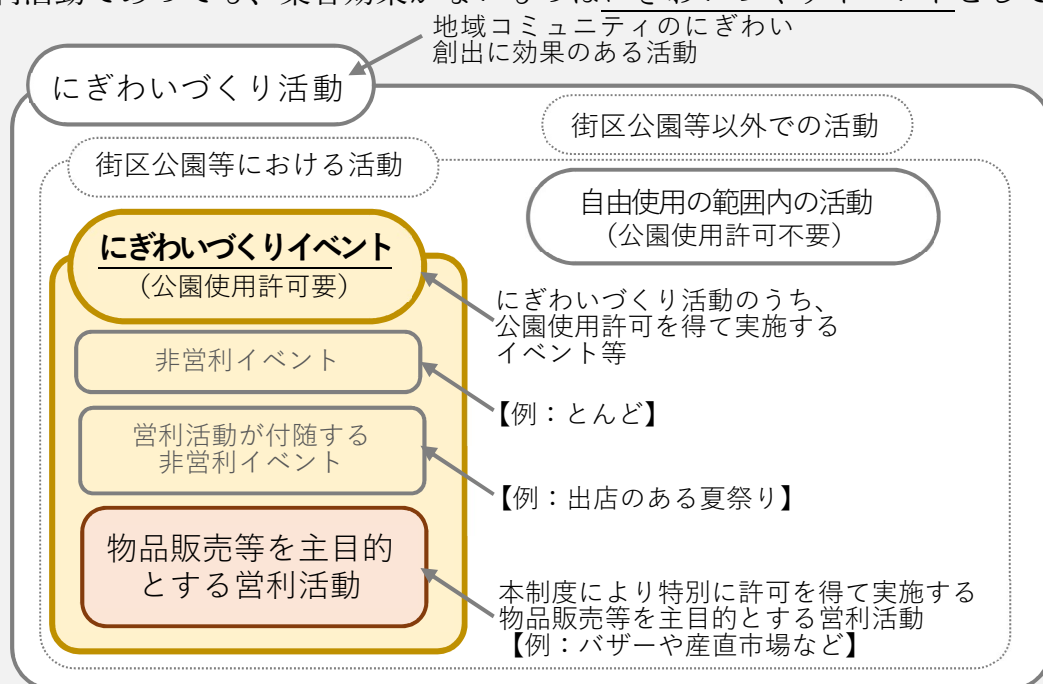
<にぎわいづくりイベントについて>

「にぎわいづくりイベント」とは、次のような内容のイベントを指します。

にぎわいづくりイベント

地域コミュニティのにぎわい創出に効果のある活動(にぎわいづくり活動)のうち、街区公園等において公園使用許可を得て実施するもの

- ・ 街区公園等で行う活動であっても、公園使用許可が不要な活動は、にぎわいづくりイベントとして扱いません。また、当然ながら許可できない行為(禁止行為)は、該当しません。
- ・ 地域コミュニティに全く関係のないものは、にぎわいづくりイベントとして扱いません。
- ・ 営利活動であっても、集客効果がないものはにぎわいづくりイベントとして扱いません。



にぎわいづくりイベントの対象となる主なもの

項目	備考
スポーツ大会	自由使用の範囲内(公園使用許可が不要)のものは対象外。
花火	自由使用の範囲内(公園使用許可が不要)、町内会等の住民等が全く参加しないものは対象外。
盆踊り、祭り	
運動会	
写生大会	自由使用の範囲内(公園使用許可が不要)のものは対象外。
防災消防訓練	
キャンペーン	公益的なキャンペーンのほか、営利企業の販促イベント等に対し、町内会が使用させる例も含む。
集会	町内会等の住民等が全く参加しないものは対象外。
出店(露店)	地域の慣例行事に付随するもののほか、営利活動を主目的とした活動も含む。 また、営利企業等による営利イベント等に対し、町内会が使用させる場合も含む。
興行(サーカス、野外コンサートなど)	町内会等が興行主に使用させる場合を含む。

活動と要件の関係

		①営利イベントの実施	②自動販売機の設置	③公園改良
制度の目的		住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と 地域活動の財源確保による地域コミュニティの活性化		
規制緩和の内容		物品販売等を主目的とする営利活動の公園内での実施	自動販売機（清涼飲料水）の公園内への設置	公園施設設置・管理許可の条件緩和 ※指定管理期間内に限る
規制緩和の対象 手続		公園施設の使用許可	公園施設設置・管理許可	公園施設設置・管理許可等 (指定管理者制度の自主事業提案)
使用料・占用料		免除		
制度活用の条件		<ul style="list-style-type: none"> ・本制度により町内会等が得る収益の全てを、申請者である町内会等の活動費に充てること ・活動の一部に企業活動を含む場合や、近隣に音・におい・振動等の影響が発生しうる場合等は、近隣・地域住民の同意を得られていること 		
対象施設		街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地		
申請者の要件	組織	町内会等 ①単位町内会・自治会 ②連合町内会又は地区社会福祉協議会 ③公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体（例：まちづくり協議会）		
	維持管理実績	なし (※対象施設をこれまで管理していない町内会等も対象)	対象施設の 公園清掃等報奨金 制度利用団体 又は指定管理者 (申請者の構成団体が該当する場合も可)	対象施設の 指定管理者
	活動実績	なし	前年度中に、 にぎわいづくりイベント（P.10）を2回以上実施 している。 ※自由使用は対象外	
申請・審査の手続き	各区地域起こし 推進課	本制度の周知、申請に係る相談対応、 申請要件の確認、活動実施について副申書の発行等		事業計画（自主事業）作成に係る相談対応及び維持管理課と協議調整、活動実施について副申書の発行等
	各区維持管理課 (公園管理者)	公園使用許可、公園施設設置・管理許可等を実施		指定管理者制度、公園施設設置管理許可、占用許可等を実施

具体的な活動の可否（例示）

		例
① 営利イベントの実施	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不用品を持ち寄ったバザーやチャリティーオークション ・ 健康増進のために講師を招いた、健康体操教室やヨガ教室 ・ かわいい雑貨を取り扱うショップを複数集めた雑貨フェア ・ 地域で採れた新鮮な野菜等を販売する産直市 ・ 参加費を徴収し、講師を呼んで開設する日曜大工講座 ・ 参加費を徴収し、地元プロOBを招待した講演と実演野球教室 ・ 人気キッチンカーを集めたグルメフェア ・ 飲食店の出店等の誘致 ・ 複数の酒蔵が日本酒を持ち合わせた飲み比べイベント <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">活動の一部に企業活動等を含む場合は、事前に近隣住民へ開催内容を説明し了解を得るか、又は、開催案内の送付や回覧等で周知の上、反対者への説明を行うなどして、地域住民から一定の同意を得ることが必要。</p>
	対象外	<p>次のおそれが明白である場合</p> <p>（秩序又は風俗を害するおそれがある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがある場合 ・ 暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合 ・ わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うために使用しようとする場合 ・ 特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うために使用する場合（※1） ・ イベントに参加する事業者が、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがある場合 <p>（施設又は設備をき損するおそれがある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園内の園路や植栽、遊具等の施設を傷つけるおそれがある場合 ・ ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険なものの使用を伴う事業のために使用しようとする場合。ただし、消防署長の許可を得た場合はこの限りではない <p>（騒じょうを起こすおそれがある場合）</p> <p>音、におい、振動等により他の近隣の住民等に著しい苦痛をもたらすと客観的に判断される事業を行うために使用しようとする場合。ただし、著しい苦痛とまではならない場合は、事前に近隣住民へ開催内容を説明し了解を得るか、又は、開催案内の送付や回覧等で周知の上、反対者への説明を行うなどして、地域住民から一定の同意を得るための行為を十分尽くしていると判断できる場合はこの限りではない</p> <p>（その他管理運営上支障がある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の改修工事等のため、一般の利用に供することが当該工事等の支障になると認められる場合 ・ 公園管理者（維持管理課）において特に管理運営上支障があると認められる場合

② 自動販売機の設置	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・清涼飲料水を販売する自動販売機を設置
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の自動販売機の設置 ・酒類・タバコ類等清涼飲料水以外の自動販売機の設置 ・玩具等の自動販売機（ガチャガチャ）
③ 公園改良 (内容については個別相談・検討が必要)	可能性が高い と思われるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内で行うイベントで使用するテントや机など資材を保管する倉庫の設置 ・地域の住民が集い交流の場となる東屋、机、ベンチなどの整備 ・高齢者の健康を促進する健康遊具の設置 ・ヨガ教室を行うための芝生整備 ・イベントで使用するステージやウッドデッキの整備 ・イルミネーションイベント開催時などに必要となる電源の引き込み施設設置 ・飲食イベント開催時に必要となる上下水道などのインフラ整備 ・飲食関連のイベント開催時に必要となる手洗いやシンクの設置 ・災害時に活用できるかまどベンチやマンホールトイレの整備 ・地域で採れた野菜の無人販売所の設置 ・移動コンビニやお弁当販売のためのスペース確保のための舗装 ・高台の景色を活用した写真スポット用モニュメントの設置 ・小さい子どもの水遊びができる巨大即席プールの設置 ・熱中症対策のミスト設備の設置
	可能性が低い と思われるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェや飲食を行うための建物の建設 ・コンビニや売店などの業として行う建物の建設 ・テニスやフットサルコートなどの整備 ・看板・広告塔の設置 ・自転車駐輪場の整備 <p>〔・地域全体が求めている施設の設置と解されるもの（全体の利益ではなく）特定の利益となるもの〕</p>

(※1) 具体的には特定商取引に関する法律（訪問販売や通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入など）、金融商品取引法（投資性の高い金融商品）、景品表示法（偽装表示や誇大広告など）、食品表示法、消費者契約法（不当な勧誘、就職セミナー商法、デート商法、靈感商法など）

(※2) ③の公園改良は原則、指定管理期間終了後に申請者による撤去が必要です。

2 町内会等の遵守事項等

(1) 遵守事項

本制度による営利活動の実施に当たり、その実施者である町内会等は、以下の事項を遵守しなければなりません。(これらの事項については、町内会等から誓約書を提出してもらいます。)

<共通事項>

ア 基本姿勢

活動の実施に当たっては、法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動すること。また、活動の実施に当たっては、地域住民及び関係者・団体との連携を図り、活動の円滑な実施に努めること。

イ 近隣住民への事前説明

活動場所の街区公園等の周辺に居住する住民及び事業者（以下「近隣住民等」という。）に対し、本制度による営利活動等を実施することについて回覧又はチラシの配付等により事前に情報提供すること。また、近隣住民等が個別に説明を求めた際はこれを行うなど、誠実に対応し理解を得ること。

活動によって音、におい、振動等により他の近隣の住民等に苦痛をもたらす可能性がある場合や、活動の一部に企業活動等を含む場合は、必ず事前に近隣住民へ開催内容を説明し了解を得る又は開催状の送付や回覧等で周知・意見の収集をはかるなどして、地域の同意を得ること。(P.19<地域の一定の同意とは>)

ウ 公園の美観維持

本制度に基づく活動の実施に伴い発生したゴミの処分及び原状復旧は、活動の実施者である町内会等の責任において行うこと。また、活動場所である街区公園等の美観を維持するため、日常的な清掃美化活動に積極的に取り組むこと。

エ 担当者の配置

本制度活用に伴う騒音、ゴミ等への相談・苦情について確実に対応するため、緊急時に対応できる担当者を配置し、近隣説明時のチラシ等に連絡先を明示するなどして、対応できる体制を整えること。また、計画書や誓約書に緊急連絡先を添付し、本市に相談・苦情の連絡があった際に必ず連絡の取れる担当者を配置すること。

オ 原状回復義務

公園使用許可や占用許可、施設設置管理許可等の許可期間や指定管理期間が終了したときは、ただちに街区公園等を活動前の状態に復して返還すること。ただし、市の承認に基づき、活動後の状態で返還できるものとする。

カ その他

暴力団関係者等を活動の関係者に含まないこと。

キ その他必要な措置

本制度に基づく活動により第三者等に損害を与えることがないように必要な措置を講じること

<㉞物品販売等を主目的とする営利活動に係る事項>**キ 他の公園利用団体との事前調整**

活動場所の街区公園等を既に定期的に利用している他団体がある場合は、本制度に基づく営利活動の開始について事前に説明するとともに、利用日等について調整し、各々の利用が重複するなど公園利用に支障が生じることをないようにすること。

<㉟自動販売機の設置に係る事項>**ク 自動販売機設置時の周辺店舗等への事前説明**

自動販売機を設置する場合は、同様の品を販売する周辺の店舗等（自動販売機の設置場所から概ね半径 100m 以内）に事前に説明し、自動販売機の設置について理解を得ること。

ケ 要件を満たさなくなった場合の対応

自動販売機の設置に係る要件を満たさなくなった場合には、すみやかに自動販売機を撤去すること。

<㊱公園改良の提案>**コ 指定管理者制度における協定書・仕様書等の順守**

提案・実施に当たっては、対象の街区公園等の指定管理にあたっての基本協定書や年度協定書、業務仕様書、事業計画書等を遵守すること。

サ 要件を満たさなくなった場合の対応

公園改良の提案に係る要件を満たさなくなった場合には、すみやかに設置物を撤去すること。

(2) 留意事項

ア 町内会等における議決

活動を行う町内会等には、本制度の要件を満たす活動を団体の総意で実施していただくため、町内会等の総会又は役員会において可能な限り多くの意見を反映し、以下の2点についての了承の議決を得ていただきます。

- ① 町内会等の活動として営利活動等を行うこと及びその実施内容
- ② 当該営利活動で町内会等が得た収益は、全て町内会等の活動費に充当する旨

イ 収益に対する課税上の扱い

本制度による収益により、町内会等の活動全体が課税対象となる場合があります。実施方法（収入方法）により、課税上の扱いが異なります。一般的には以下のとおりですが、本件は税務署に一般的な事例を聴き取ったものであり、具体的な内容は申請者が管轄の税務署へ確認することが必要です。

実施方法と課税上の扱い

	物品販売等を主目的とする 営利活動		自動販売機の設置	
	町内会等以外①	町内会等②	町内会等③	自動販売機業者④
直接の 営利活動者	町内会等以外①	町内会等②	町内会等③	自動販売機業者④
町内会等 の収入	出店者からの 寄附金	販売による売上金 (売上収入)		自動販売機業者から の 寄附金
町内会等に対する 課税上の扱い	課税対象とならない。	継続して実施する場合は収益事業とみなされ、課税対象となる場合がある。	収益事業とみなされ、課税対象となる。	課税対象とならない

〔説明〕

実際の出店者が町内会等以外の場合や、自動販売機設置業者が自動販売機を設置する場合についても、本制度に基づき町内会等の活動として許可します。これらの方法も含め、収入方法は次の4つが考えられます。

- ① 町内会等以外の業者等が出店する場合。売上金は出店者の収入となる。町内会等は、双方で取り決めた金額を寄附金として受領する。
- ② 町内会等自らが販売行為を行う方法。売上金の全てが町内会等の収入となる。
- ③ 町内会等が自ら自動販売機を調達し、商品も自ら仕入れる方法。売上金の全てが町内会等の収入となる。
- ④ 自動販売機業者が、自動販売機の管理・運営のオペレーションを行う方法。町内会等は、双方で合意した売上に対する割合の金額を寄附金として受領する。

※ ①及び④の方法においては、町内会等は、直接営利活動を行うものでなく、また、土地所有者でもないことから、寄附金として整理するものです。

なお、寄附金額等の決定は町内会等と事業者の間で行うものであり、市は関与しません。

※ 指定管理者制度における公園改良の提案による収益については、スキームが多岐にわたるため、上記の取り扱いを参考にして、個別に検討を行ってください。

3 申請・審査の手続

(1) 手続等の窓口

本制度は、区維持管理課の所管する街区公園等において、区地域起こし推進課の所掌する地域コミュニティの活性化を支援する制度であることから、2つの課が各々の役割を担いつつ連携して運用します。

各制度の手続等の窓口は次のとおりです。

手続等の窓口

制 度	役 割	区地域起こし 推進課	区維持管理課
㊦物品販売等を主目的とする営利活動 ㊧自動販売機の設置	町内会等への本制度の周知	◎	○
	相談対応	◎	○ 公園の許可申請、 管理に係る事項等
	副申書の作成依頼書に係る手続	◎	
	公園施設設置許可申請、公園使用許可申請に係る手続		◎
	報告書の受領、確認	◎	
㊨指定管理者制度における公園改良の提案 (自主事業)	町内会等への本制度の周知	◎	○
	相談対応	◎	○ 公園の許可申請、 管理に係る事項等
	事業計画書(自主事業)に係る手続(指定管理者制度)	○ (作成支援)	◎
	副申書の作成依頼書に係る手続	◎	
	設置管理許可制度に係る手続の他、公園使用許可申請等に係る手続	○ (作成支援)	◎
	報告書の受領、確認	◎	○ 指定管理者制度に 関わる事項等
共通事項	公園活用方法や許可に対する苦情対応、条件を満たさなくなった際の指導など	○ (協議・連携して対応)	

(2) 手続等の方法

ア 物品販売等を主目的とする営利活動の実施

① 公園使用許可申請に係る副申書作成依頼書等の提出（→区地域起こし推進課）

町内会等は、街区公園等で物品販売等を主目的とする営利活動を企画する場合、まず、企画の内容が本制度の対象となるかを、事前に区地域起こし推進課に相談します。その際、活動によって音、におい、振動等により他の近隣の住民等に苦痛をもたらす可能性がある場合や、活動の一部に企業活動等を含む場合は、公園周辺のどの範囲にどのような手段で周知及び意見の聴取を行う予定か、協議内容をどのように記録するのか等、地域での一定の同意を得る方法について協議します。

制度の対象であり、支障がないことが確認できた段階で、町内会等は次の書類を作成し、区地域起こし推進課に提出します。

※複数の営利活動を行う場合、一度の申請で複数のイベントを申請する方法と、個別に複数に分けて申請する方法があります。

- ・公園使用許可申請に係る副申書作成依頼書（様式 1）
- ・営利活動実施計画書（様式 1-1）
- ・営利活動に係る誓約書（様式 1-2）
- ・団体の総会（役員会）の議決証明書
（団体として営利活動を実施し、かつ、その収益の全てを団体の活動費に充当することがわかるもの。）
- ・団体規約
- ・構成団体名簿
（町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合）
- ・その他必要なもの（近隣説明計画書など）

② 副申書の発行

①を受領した区地域起こし推進課は、企画の内容が「町内会等の活動として」営利活動を実施すること（地域コミュニティの活性化に寄与するか）や、収支計画に支障がないことを確認し、必要に応じて区維持管理課と協議したうえで、副申書を町内会等に発行します。

※一度に複数のイベントの申請を受けた場合は、それぞれの計画に対して副申書を作成します。

③ 公園使用許可申請書の提出（→区維持管理課）

②の副申書を受領した町内会等は、イベント毎に公園使用許可申請書等を作成し、副申書を添付して区維持管理課へ申請します。

- ・公園使用許可申請書（通常の様式）
- ・イベントの概要がわかる資料
- ・図面
- ・その他必要なもの
- ・副申書

④ 許可証の受領及び営利活動の実施

町内会等は区維持管理課から発行される許可証を受領し、計画のとおり営利活動を実施します。

⑤ 営利活動実施報告書の提出（→区地域起こし推進課）

町内会等は実施した営利活動について報告書を作成し、町内会等の総会等で承認後、区地域起こし推進課に提出します。営利活動毎でも複数まとめた報告でも構いませんが、遅くとも次年度の5～6月までに提出してください。

※報告を済ませていない場合は、次年度に新たに営利活動はできないこととします。

区地域起こし推進課は、計画のとおり営利活動が行われたか、収益を町内会等へ充当した旨の証明を確認し、問題がある場合は指導を行います。

- ・営利活動実施報告書（様式 1-3）
- ・その他必要なもの

<地域の一定の同意とは>

街区公園等でイベントを行う際、日常の公園利用とは異なり、マイクやスピーカー等を使用して司会や見せ物を行ったり、太鼓や楽器の演奏、食品の提供などを行うことが想定されます。このため、一般的に音・振動・においなどによって迷惑がかかると思われる範囲については、トラブルとならないように事前に説明に回ったり、チラシを配布し意見を求めたりして同意を得る必要があります。その中で、多くから同意が得られない場合や、意見があった場合は、開催可否の判断や開催に向けた対策を講じなければなりません。

「地域への一定の同意」とは、上に示すような公園等でのイベント開催時に一般的に行なわれている近隣への周知や協議によって得るものを指し、必ずしも近隣全員の賛成を求めるものではありません。当イベント開催に支障の無いように周知・協議を行うとともに、周知の方法や範囲、協議の議事録を残すことにより、トラブル回避に努めてください。

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項 (必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」(国土交通省)を目的に設けられた都市公園(公共財産)であり、その活用は公共性・公益性を持ったものである必要があります。そのため、特定の企業・個人が一時的にでも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許可してきませんでした。

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、町内会・自治会等が住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動に係る財源確保を目的に、営利活動(物品販売等)を主目的とするイベント等を実施する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度は、原則、地域のにぎわいづくりに資すると判断できるものであれば対象とし、主催者である町内会等が得た収益を町内会等の活動費に充てることを条件に、イベント内の一部で特定の企業や・個人の商行為を特別に認めています。

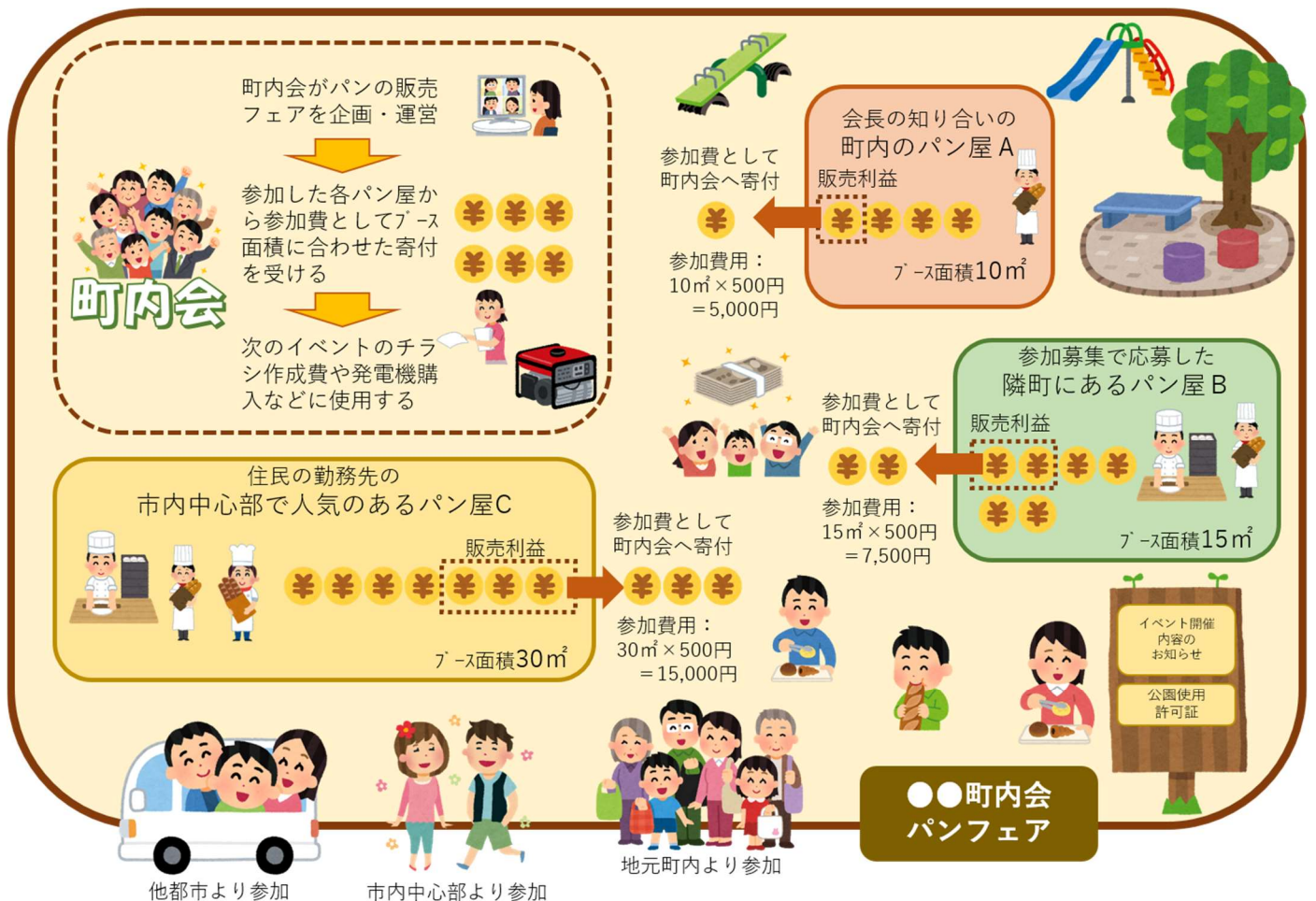
これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することになっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討を行うようお願いいたします。

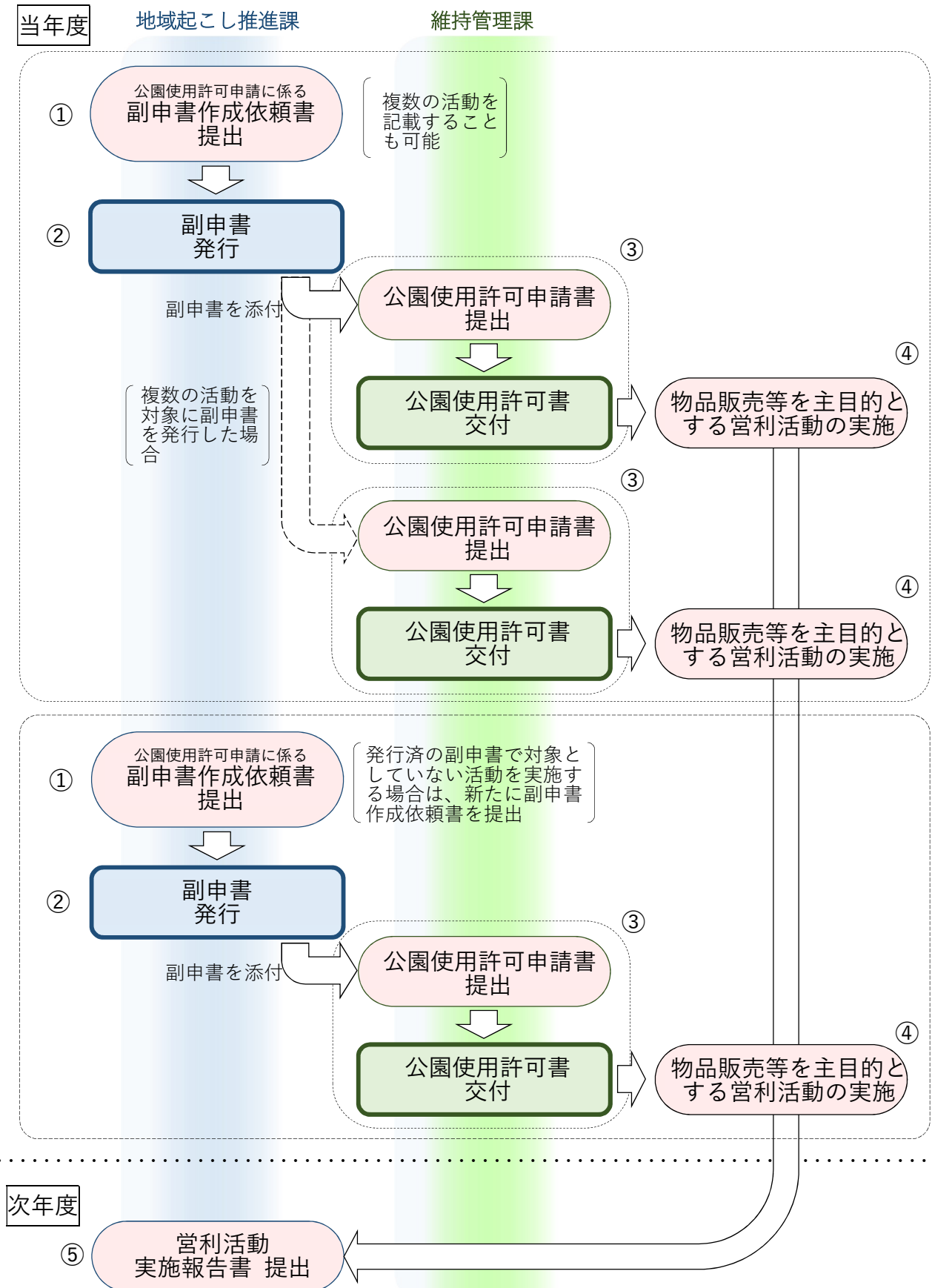
また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置きください。



物品販売等を主目的とする営利活動に係る申請・審査の流れ (町内会等が行う手続)



3 申請・審査の手続

具体的な手順等

年度	手 続		町内会等
	手 順		
当年度	当年度分に係る手続	物品販売等を主目的とする営利活動の実施に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物品販売等を主目的とする営利活動の企画 ○ 他の街区公園等利用者との調整 ○ 近隣への周知及び意見の収集の必要性の検討 ○ 収支計画（変更）書の作成 ○ 町内会等総会（又は臨時役員会）の開催、議決
		①② 公園使用許可申請に係る副申書作成依頼書の提出、発行	<ul style="list-style-type: none"> 公園使用許可申請書に係る副申書作成依頼書（様式 1） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利活動実施計画書（様式 1-1）（収支予算書含む） ・ 町内会等議決資料 ・ 営利活動に係る誓約書（様式 1-2） ・ 団体規約 ・ 構成団体名簿（町内会・自治会、連合町内会、区社会福祉協議会以外の場合のみ） ・ その他必要なもの
		②③ 公園使用許可申請書の提出、許可書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 公園使用許可申請（通常の様式） <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント概要が分かる資料 ・ 図面 ・ その他必要なもの ・ 副申書添付
		④ 物品販売等を主目的とする営利活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営利活動の実施
		町内会等総会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営利活動の収支決算の議決（当年度分）
次年度		⑤ 営利活動実施報告（5～6月）	<ul style="list-style-type: none"> 営利活動実施報告書（様式 1-3）提出（収支決算書含む）

地域起こし推進課	維持管理課	備考
}	(相談対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会等は、他の利用者がある場合は、事前説明や利用日など、双方の公園利用に支障が生じないようのないよう調整する。 ・ 音、におい、振動等により他の近隣の住民等に苦痛をもたらす場合、又は活動の一部に企業活動等を含む場合に当たらないか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会等は、活動の実施や収支計画について議決する。
}	状況に応じて連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利活動の内容を確認する。複数回の活動を記載することも可能。 ・ 営利活動による収支計画を確認する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会等の活動として営利活動を実施することや収支計画を確認する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書に記名があることを確認する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合は、活動目的に地域コミュニティの活性化を図る旨の内容が含まれていることを確認する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合、構成団体を確認する。 ・ 近隣説明計画書など
	○ 申請書の審査・許可書の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会等は、通常の使用許可申請書に副申書を添付し提出する。 ・ 市は、副申書に記載された営利活動であることを確認する。 ・ 計画書に複数の活動が記載されている場合も、活動ごとに公園使用許可申請書を提出する必要がある。
報告書受理・確認		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益を町内会等へ充当したことを確認する。

イ 自動販売機の設置

① にぎわいづくりイベントの実施

町内会等は、自動販売機の設置を行う年度の、前年度中※に対象の公園でにぎわいづくりイベントを2回以上行っていることが必要です。にぎわいづくりイベントとは公園等の自由使用の範囲内ではなく、公園使用許可を必要とするようなイベントのことを言います。

(※設置初年度は、当年度2回以上実施した場合も実績として認めます。)

町内会等が自動販売機の設置を計画している場合は、企画しているにぎわいづくりイベントの内容が本制度の対象となるかを、事前に区地域起こし推進課に相談し、対象となることを確認できた段階で公園使用許可を区維持管理課へ申請し、にぎわいづくりイベントを行います。

- ・公園使用許可申請書（通常の様式）
- ・イベントの概要がわかる資料
- ・図面
- ・その他必要なもの

② 自動販売機の設置に向けた準備

町内会等は当制度の申請を行う前に、自動販売機設置業者の選定や交渉、設置場所の検討、電源引き込みに係る調整、周辺にすでに設置されている自動販売機設置関係者との調整等を行う必要があります。周辺の自動販売機を設置している関係者とのトラブルを避けるため、この度設置する自動販売機から概ね100mの範囲内に設置されている自動販売機の関係者に、公園内に自動販売機を設置する旨を説明し、承諾を取るようにしてください。

③ 公園施設設置許可申請に係る副申書作成依頼書等の提出

(→区地域起こし推進課)

町内会等は自動販売機の設置に向けた準備とにぎわいづくりイベントを2回以上行った上で、次の書類を作成し、区地域起こし推進課に提出します。

- ・公園施設設置許可申請に係る副申書作成依頼書（様式2）（継続時は様式2-5）
- ・自動販売機設置計画書（様式2-1）（継続時は様式2-6）
- ・にぎわいづくり活動実施報告書（様式2-2）
- ・自動販売機の設置に係る誓約書（様式2-3）（継続時は様式2-7）
- ・団体の総会（役員会）の議決証明書

(団体として営利活動を実施し、かつ、その収益の全てを団体の活動費に充当することができるもの。)

- ・団体規約※
- ・構成団体名簿※

(町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合)

- ・その他必要なもの ※は継続時、前回申請より変更がなければ添付不要

④ 副申書の発行

③を受領した区地域起こし推進課は、計画書や報告書の内容が町内会等の活動として自動販売機を設置することや、周辺とトラブルにならないか、収支計画に支障がないことを確認し、必要に応じて区維持管理課と協議したうえで、副申書を町内会等に発行します。

⑤ 公園施設設置許可申請書（新規）の提出（→区維持管理課）

④の副申書を受領した町内会等は、公園施設設置許可申請書等を作成し、副申書を添付して区維持管理課へ申請します。

- ・公園施設設置許可申請書（通常の様式）
- ・付近見取り図、公園平面図
- ・設置物の仕様
- ・その他必要なもの
- ・副申書

⑥ 自動販売機の設置

町内会等は区維持管理課から発行される許可証を受領し、計画のとおり自動販売機を設置します。

⑦ にぎわいづくりイベントの実施及び副申書の受領

次年度も継続して自動販売機を設置するためには、その前の年度内（設置初年度は当年度内）に2回以上にぎわいづくりイベントを行う必要があります。当年度内に①と同様に公園使用許可を取得して活動し、③④と同じ要領で副申書を受領します。

⑧ 公園施設設置許可申請書（継続）の提出及び許可証の受領（→区維持管理課）

次年度の自動販売機の設置許可を受けるため、当年度の3月31日までに⑤と同じ要領で公園施設設置許可を申請し、許可証を受領します。

⑨ 自動販売機収支報告書の提出（→区地域起こし推進課）

次年度に入り、町内会等は設置した自動販売機の当年度についての収支報告書を作成し、町内会等の総会で承認後、区地域起こし推進課に提出します。遅くとも次年度の5～6月までに提出してください。

区地域起こし推進課は、収益を町内会等へ充当したかを確認し、支障がある場合は指導を行います。

- ・自動販売機収支報告書（様式2-4）
- ・その他必要なもの

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項 (必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」（国土交通省）を目的に設けられた都市公園（公共財産）であり、その活用は公共性・公益性を持ったものである必要があります。そのため、特定の企業・個人が一時的にでも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許可してきませんでした。

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、自分たちの大切な拠点として公園清掃活動を定期的に行い、イベント等を一定以上開催することで地域の賑わいを創出する町内会等に対し、地域活動に係る財源確保を目的に、自動販売機を設置する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度では、原則、自動販売機の販売利益のうち、町内会等が得る全ての収益を、町内会等の活動費に充てることで対象とし、町内会等に代わって自動販売機を設置・運営する特定の企業等（ベンダー）が、行う商行為を特別に認めています。

これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することとなっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討を行うようお願いいたします。

また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

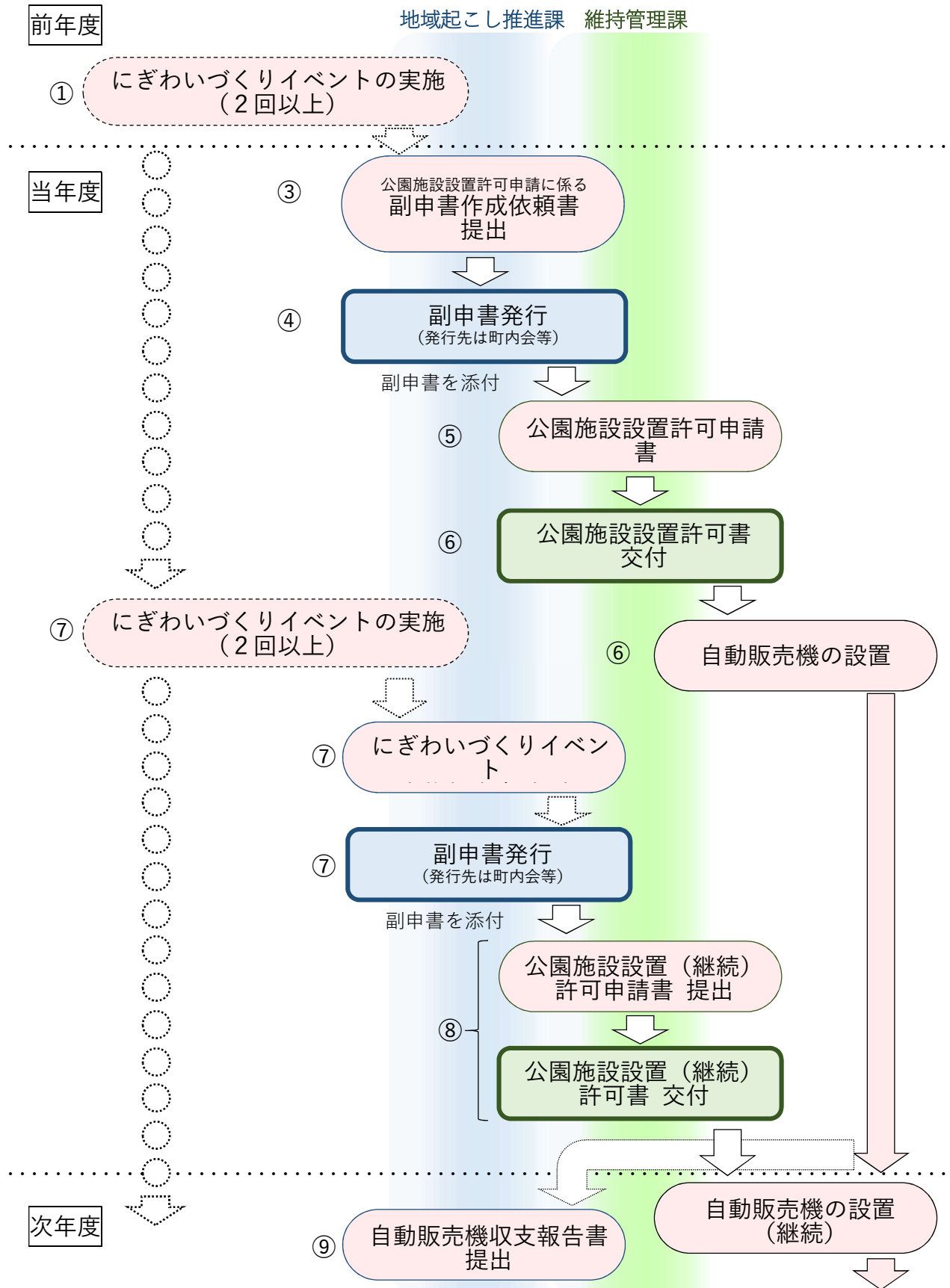
なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置きください。

<参考イメージ>



自動販売機の設置に係る申請・審査の流れ（○は町内会等が行う手続）



3 申請・審査の手続

具体的な手順等

年度	手 続		町内会等
	手 順		
前年度※		① にぎわいづくりイベントの実施 (2回以上)	<ul style="list-style-type: none"> ○ にぎわいづくりイベントの企画 ○ にぎわいづくりイベントの実施について議決 ○ 公園使用許可申請書の提出、許可書の交付 (通常の様式) <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント概要が分かる資料 ・ 図面 ・ その他必要な書類等
		② 自動販売機の設置に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機業者との交渉等 ○ 電源引き込みに係る調整 (○ 関係団体 (清掃報奨金団体) との調整) ○ 収支計画 (変更) 書の作成 ○ 町内会等総会 (又は臨時役員会) の開催、議決 ○ その他
当年度	当年度実施分に係る手続	③④ 公園施設設置許可申請に係る副 申書作成依頼書の提出、発行	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設設置許可申請に係る副申書作成依頼書 (様式 2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機設置計画書 (様式 2-1) ・ 町内会等議決証明書 ・ にぎわいづくりイベント実施報告書 (様式 2-2) (使用許可書の写を添付) ・ 自動販売機の設置に係る誓約書 (様式 2-3) ・ 団体規約 ・ 構成団体名簿 (町内会・自治会、連合町内会、区社会福祉協議会以外の場合のみ)
		⑤ 公園施設設置許可申請書の提出、 許可書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設設置許可申請 (通常の様式) <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図、公園平面図 ・ 設置物の仕様 ・ 副申書
		⑥ 自動販売機の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機設置 (新規)
		⑦ にぎわいづくりイベントの実施 (2回以上)	<ul style="list-style-type: none"> ○ にぎわいづくりイベントの企画 ○ 公園使用許可申請書の提出、許可書の交付 (通常の様式)
		⑦ にぎわいづくりイベント実施報告 公園施設設置許可申請に係る副申 書作成依頼書の提出、発行 (自販機設置許可申請までに)	<ul style="list-style-type: none"> にぎわいづくりイベント実施報告書 (様式 2-2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各にぎわいづくりイベントに係る公園使用許可書 (添付) 公園施設設置許可申請に係る副申書作成依頼書 (様式 2-5) 自動販売機設置計画書 (様式 2-6) 町内会等議決証明書
次年度	次年度実施分に係る手続	⑧ 公園施設設置許可申請書 (継続) の 提出、許可書の受領 (3/31 まで)	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設設置許可申請 (通常の様式) <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図、公園平面図 ・ 設置物の仕様
		自動販売機の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機設置 (継続)
		町内会等総会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機の収支決算の議決 (当年度分)
		⑨ 町内会等収支報告 (5~6 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機収支報告書 (様式 2-4)

※設置初年度は、当年度 2 回以上実施した場合も実績として認めます。

地域起こし推進課	維持管理課	備考
(相談対応)	(相談対応)	・市はにぎわいづくりイベントに該当するか等も含め相談に対応。
	○ 申請書の審査・許可書の交付	・通常の使用許可手続
(相談対応)		・市は、町内会等と自動販売機業者との交渉に直接関与しないが、町内会等からの相談があれば、情報提供等を行う。
(相談対応)	(相談対応)	・町内会等が、電源の引き込み方法や電気代の支払い方法等について調整を行う。引き込み元が市の施設の場合、副メーターの設置等について市と協議する。
(相談対応)		[・申請団体と街区公園等の維持管理団体が異なる場合のみ。調整自体は双方が行い、市は助言等の支援]
		・町内会等が、活動実施や収支計画について議決する。
(相談対応)	(相談対応)	・市は状況に応じて相談に対応
受付、内容確認 副申書の交付		・町内会等に該当すること、街区公園等に該当することを確認する。
		・自動販売機の概要、設置場所、周辺自動販売機の状況を確認する。 ・周辺に自動販売機等がある場合は、説明状況を確認する。 ・自動販売機による収支計画を確認する。
		・町内会等の活動として自動販売機を設置することや収支計画を確認する。
	状況に応じて連携	・前年度のにぎわいづくりイベントの実施状況を確認する。
		・誓約書に記名があることを確認する。
		・町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合は、「活動目的に地域コミュニティの活性化を図る旨の内容が含まれていることを確認する。
		・町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合、構成団体を確認する。
	○ 申請書の審査・許可書の交付	・町内会等は、通常の設置許可申請書に副申書を添付し提出する。 ・審査、許可書の発行は通常の手続
(相談対応)	(相談対応)	①と同じ
	○ 申請書の審査・許可書の交付	
報告書受理・確認 副申書の交付		・次年度の自販機設置に向け、にぎわいづくりイベントの実績要件を満たしていることについて確認する。 ・実績として認められるにぎわいづくりイベントに該当するか否かを確認する。
報告書受理・確認		・収益を町内会等へ充当したことを確認する。

ウ 指定管理者制度における公園改良の提案（自主事業）

① 公園改良提案の検討及び相談（要個別相談・検討）

対象の公園を活用してにぎわいづくりイベント（営利イベントを含む）を行って行く中で、定期的または恒常的な活用のため、公園施設の「設置管理許可制度（都市公園法）」の対象となる公園施設（例：あずまや、物販用資材保管倉庫）の設置や公園の改良の提案をしたい場合、まずは提案内容が本制度の対象となるか（地域コミュニティの活性化に寄与するか）を区地域起こし推進課に相談します。

次に、本制度を活用した場合、提案内容が施設管理許可制度で許可が可能かを区維持管理課に相談します。必要に応じて区地域起こし推進課も同席します。

② にぎわいづくりイベントの実施

本制度活用にあたり、町内会等はまず、公園改良提案を行う年度の、前年度中※に対象の公園でにぎわいづくりイベントを2回以上行います。（活用要件は P26 自動販売機の設置と同じ）

（※設置初年度は、当年度2回以上実施した場合も実績として認めます。）

町内会等が公園改良の提案を計画している場合は、企画しているにぎわいづくりイベントの内容が本制度の対象となるかを、事前に区地域起こし推進課に相談し、対象となることを確認します。その後、公園使用許可を区維持管理課へ申請し、にぎわいづくりイベントを行います。

- ・公園使用許可申請書（通常の様式）
- ・イベントの概要がわかる資料
- ・図面
- ・その他必要なもの

③ 公園改良提案に向けた準備

町内会等は当制度の申請を行う前に、設置管理許可が取得できた後に確実に提案内容が実施できるよう、様々な調査・調整等（例：業者への具体的な見積りや製図依頼、建築課への申請相談など）を行ってください。また、提案内容により近隣の関係者等とのトラブルを避けるため、影響を受けると思われる関係者へ事前に提案内容を説明し、承諾を取るようお願いします。

本制度は指定管理者制度内で運用するため、自主事業として事業計画書を作成が必要です。町内会等は区維持管理課と相談・協議しながら指定管理者制度上、支障のないように作成します。区地域起こし推進課は事業計画書作成に係る相談に対応・支援します。

事業計画書（自主事業）の記載例

- ・ 設置・管理の目的・期間・場所
- ・ 公園施設の構造（計画図）・管理方法
- ・ 工事の実施方法・撤去復旧方法
- ・ 設置後の想定される効果
- ・ 収支計画
- ・ まちづくり活動（にぎわいづくり活動）としての取組み内容
- ・ スケジュール
- ・ 設置により想定されるデメリットとその対策
- ・ 団体の総会（役員会）の議決証明書
（団体として公園の改良を実施し、かつ、これにより収益がある場合は、その収益の全てを団体の活動費に充当することがわかるもの。）
- ・ その他必要なもの（設置に関する誓約書（免責関係、撤去関係（法第10条）など）

④ 事業計画書（自主事業）の申請に係る副申書作成依頼書等の提出
（→区地域起こし推進課）

町内会等は公園改良の提案に向けた準備とにぎわいづくりイベントを2回以上行った上で、次の書類を作成し、区地域起こし推進課に提出します。

- ・ 事業計画書（自主事業）の申請に係る副申書作成依頼書（様式3）
（継続時は様式3-4）
- ・ 事業計画書一式（自主事業）※
- ・ にぎわいづくり活動実施報告書（様式3-1）
- ・ 団体の総会（役員会）の議決証明書
（団体として公園の改良を実施し、かつ、これにより収益がある場合は、その収益の全てを団体の活動費に充当することがわかるもの。）
- ・ 公園改良の提案に係る誓約書（様式3-2）
- ・ 団体規約※
- ・ 構成団体名簿※
（町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合）
- ・ その他必要なもの ※は継続時、前回申請より変更がなければ添付不要

⑤ 副申書の発行

④を受領した区地域起こし推進課は、事業計画書や報告書の内容が町内会等の活動として公園改良の提案をすること（地域コミュニティの活性化に寄与するか）や、周辺とトラブルにならないか、収支計画等に支障がないことなどを確認し、必要に応じて区維持管理課と協議したうえで、副申書を町内会等に発行します。

⑥ 事業計画書（自主事業）（変更・新規）の提出（→区維持管理課）

⑤の副申書を受領した町内会等は、作成した事業計画書（自主事業）に併せて、公園施設設置許可申請書等を作成し、副申書を添付して区維持管理課へ申請します。

- ・事業計画書一式（自主事業）
- ・公園施設設置許可申請書等（通常の様式）
- ・付近見取り図、公園平面図
- ・設置物の仕様
- ・その他必要なもの
- ・副申書

⑦ 公園改良の実施

町内会等は区維持管理課から発行される許可証を受領し、計画のとおり公園改良を実施します。

次年度活動継続のための手続き

⑧ にぎわいづくりイベントの実施・報告及び副申書を受領
（→区地域起こし推進課）

次年度も継続して公園施設の設置等を実施するためには、その前の年度内（設置初年度は当年度内）に2回以上にぎわいづくりイベントを行う必要があります。当年度内に②と同様に公園使用許可を取得して活動し、④⑤と同じ要領で副申書を受領します。

⑨ 公園施設設置許可申請書（継続）の提出及び許可証の交付（→区維持管理課）

次年度も継続して公園施設の設置等を実施するためには、次年度の公園施設の設置許可等が必要です。当年度の3月31日までに⑥と同じ要領で公園施設設置許可等（継続）を申請し、許可証を受領します。

活動状況の報告に係る手続き

⑩ 実施報告書及び指定管理者制度における業務実施報告書の提出

町内会等は、公園改良の提案内容を実施した際は、その実施状況がわかるものをまとめた実施報告書を早期に作成し、区地域起こし推進課に提出します。

指定管理者制度内の業務で定められている、業務実施報告書にも公園改良の実施状況を添付して、区維持管理課へ提出する必要があります。

区地域起こし推進課へ提出する実施報告書は、区維持管理課へ提出するものと同じもので構いません。

区維持管理課は、指定管理者制度上支障がないか、区地域起こし推進課は、活動が計画どおりに行われているかを確認し、支障がある場合は指導を行います。

区維持管理課へ提出

- ・業務実施報告書（指定管理者制度）
- 提案した自主事業の実施状況等について添付

区地域起こし推進課へ提出

- ・公園改良実施状況報告書（任意様式）
- 提案した自主事業の実施状況について、写真等を交えてまとめたもの

⑪ 事業報告書及び指定管理者制度における業務実施報告書の提出（年度毎）

次年度に入り、町内会等は公園改良の提案に伴う当年度について、区地域起こし推進課と相談しながら事業報告書及び収支報告書を作成します。作成した報告書を町内会等の総会で承認後、区地域起こし推進課へ提出します。遅くとも次年度の5～6月までに提出してください。

指定管理者制度内の業務でも、当年度にかかる事業報告書に公園改良提案の自主事業に係る実施状況及び収支状況を添付して、区維持管理課へ年度終了後に速やかに提出し、承諾を受ける必要があります。

区地域起こし推進課へ提出する事業報告書は、必要事項が記入されていれば区維持管理課へ提出するものと同じものでも構いません。

区維持管理課は、指定管理者制度上支障がないか、区地域起こし推進課は、活動が計画どおりに行われているか、収益を町内会等へ充当したかをそれぞれ確認し、支障がある場合は指導を行います。

区維持管理課へ提出

- ・事業報告書（指定管理者制度）
- 提案した自主事業の実施状況等について添付
（得られた効果・問題点・対応策）
- 自主事業による収支決算書を添付
- ・その他必要なもの

区地域起こし推進課へ提出

- ・公園改良実施状況報告書（任意様式）
- 提案した自主事業の実施状況報告（得られた効果・問題点・対応策）
- 公園施設の設置等に伴う収支報告書（様式3-3）
- ・その他必要なもの

※ 指定管理者制度によるモニタリングや実績評価について

当制度は町内会等が指定管理者制度内の自主事業として、地域コミュニティの活性化に寄与する公園の改良提案を認めるものです。指定管理者制度としての業務や、モニタリングや業績評価等については、担当する区維持管理課の指示に従ってください。

<類似制度との違い>

対象の公園が、大規模な集客が期待でき、観光資源となりうるような場合は、民間事業者を誘致したカフェやコンビニの建設などの大規模な公園改良が想定され、Park-PFI 制度の活用が考えられます。その他にも、街区公園等以外の公共施設や公共空間等の活用を同時に行うような場合は、エリアマネジメント活動計画認定制度（大きなエリアマネジメント）を、エリアマネジメント融資（国の融資制度）を受けたい場合や、都市利便増進協定への参画、都市再生整備計画の提案を行いたいような場合は、都市再生特別措置法による都市再生推進法人制度の活用が必要となります。

このように、都市公園の改良や民間活用に関しては、行いたい活動内容の規模に応じて、様々な制度の活用（それぞれに要件があります。）が考えられますが、本制度で対象とする公園改良は、対象の公園でにぎわいづくりイベント（営利イベントを含む）を行うにあたって必要となる公園の改良に資するもので、小規模なものを対象としています。

また、「身近な公園再生事業」（緑政課）とは異なり、本制度はエリアマネジメントという切り口から公園改良を行い、それを活用して得られる収益を町内会等の運営費に充てることで、循環型のまちづくり活動と地域コミュニティ活性化を支援するものです。

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項 (必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」（国土交通省）を目的に設けられた都市公園（公共財産）であり、その活用は公共性・公益性を持ったものである必要があります。そのため、特定の企業・個人が一時的にでも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許可してきませんでした。

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、自分たちの大切な拠点として公園の管理・運営を行い、イベント等を一定以上開催することで地域の賑わいを創出する町内会等に対し、住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動に係る財源確保を目的に、新たな公園の改良（公園施設の設置管理等）を提案する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度は、原則、地域のにぎわいづくりに資すると判断でき、公園の一般利用に支障がないものであれば対象とし、町内会等が得る収益のすべてを町内会等の活動費に充てることを条件に、公園施設の設置・管理とこれらを活用して町内会等が収益を得ることを特別に認めています。

これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することになっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討を行うようお願いいたします。

また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

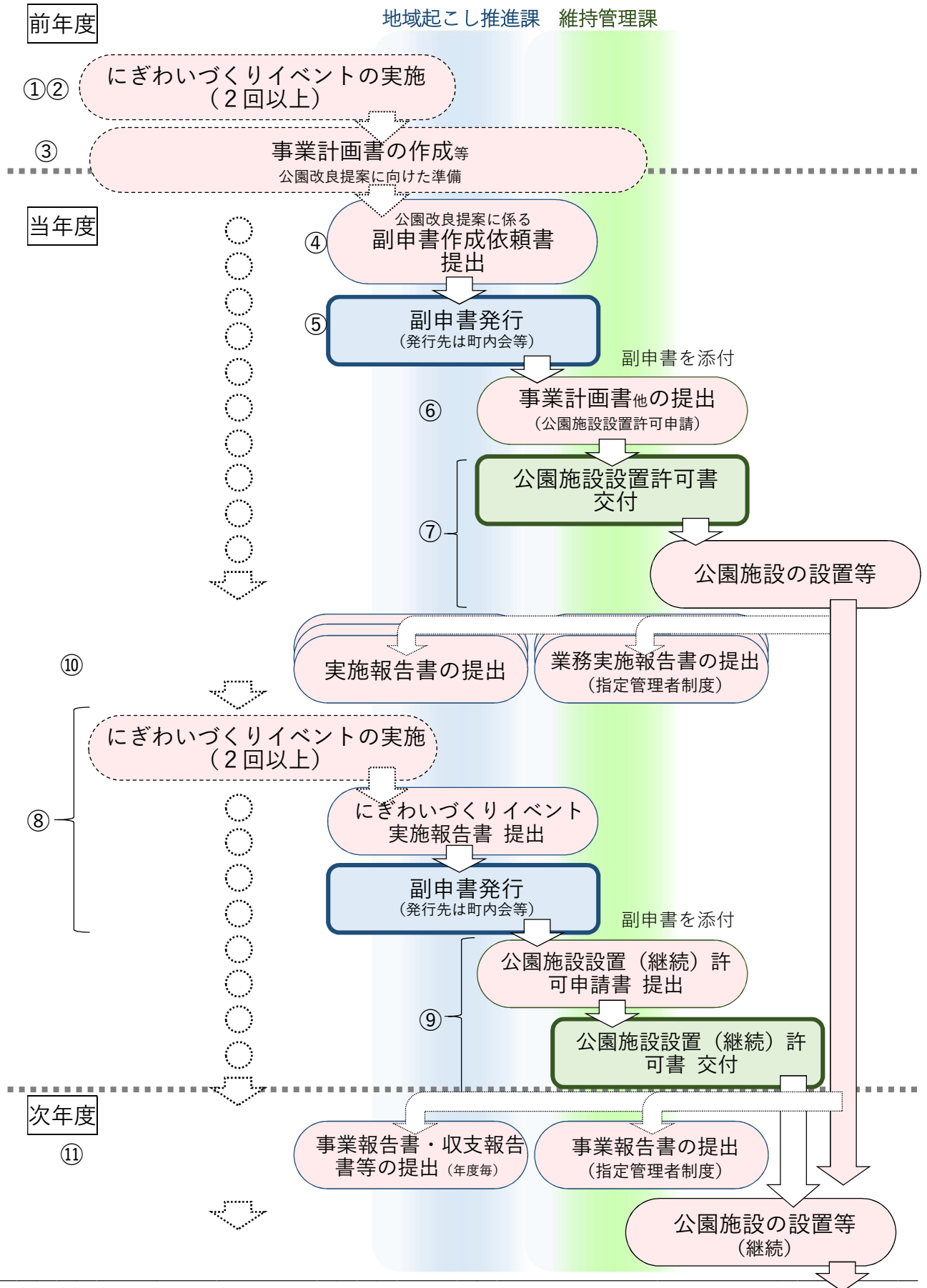
なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置きください。

<参考イメージ>



公園改良の提案に係る申請・審査の流れ（○は町内会等が行う手続）



3 申請・審査の手続

具体的な手順等

年度	手 続	手 順	町内会等
前年度		①② にぎわいづくりイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ にぎわいづくりイベントの企画 ○ にぎわいづくりイベントの実施について議決 ○ 公園使用許可申請書の提出、許可書の交付（通常の様式） <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント概要が分かる資料 ・ 図面 ・ その他必要な書類等
		③ 公園改良の提案に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種業者等との交渉等 ○ 事業計画書（自主事業）の作成 記載内容は指定管理者制度に従う ○ 町内会等総会（又は臨時役員会）の開催、議決 ○ その他
当年度	当年度実施分に係る手続	④⑤ 事業計画書（自主事業）の申請に係る副申書作成依頼書の提出、発行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副申書作成依頼書（様式3） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（自主事業）一式※ その他指定管理者制度に基づく書類提出 ・ にぎわいづくりイベント実施報告書（様式3-1） （使用許可書の写を添付） ・ 町内会等議決証明書 ・ 公園改良の提案に係る誓約書（様式3-2） ・ 団体規約※
		※は継続時、前回申請より変更がなければ添付不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体名簿※（町内会・自治会、連合町内会、区社会福祉協議会以外の場合のみ）
		⑥ 事業計画書（自主事業）・公園施設設置許可申請書等の提出、許可書の交付 ※は継続時、前回申請より変更がなければ添付不要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園施設設置許可等申請（通常の様式） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（自主事業）※・副申書 ・ 付近見取図、公園平面図 ・ 設置物の仕様
		⑦ 公園改良の実施	○ 公園施設の設置等の実施
		⑩ 実施報告書及び指定管理者制度における業務実施報告書の提出	・ にぎわいづくりイベント・営利イベント等の実施状況
		⑧ にぎわいづくりイベントの実施 ・ 報告及び副申書の受領	○ ②及び④⑤に同じ （公園施設設置許可申請までに）
次年度	次年度実施分	⑨ 公園施設設置許可申請書（継続）の提出、許可書の交付（3/31まで）	○ ⑥に同じ
		町内会等総会	○ 公園施設の設置等に伴う収支決算の議決（当年度分）
次年度分		⑪ 事業報告書（年度毎）・収支報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業報告書（年度毎） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の状況報告（得られた効果・問題点・対応策など） ・ その他指定管理者制度に基づく書類提出 ○ 公園施設の設置等に伴う収支報告書（様式3-3）

地域起こし推進課	維持管理課	備考
(相談対応)	(相談対応)	・市はにぎわいづくりイベントに該当するか等も含め相談に対応。
	○ 申請書の審査・許可書の交付	・通常の使用許可手続
(相談対応)	(相談対応)	・市は、町内会等と各種業者等との交渉に直接関与しないが、町内会等からの相談があれば、対応する。
(相談対応)	(相談対応)	・指定管理者である町内会等が、指定管理者制度内の自主事業として行うための事業計画書を作成する。区地域起こし推進課は事業計画書作成に係る相談に対応・支援し、適宜、町内会等と共に区維持管理課と協議を行い、指定管理者制度上、支障のないように作成します。
		・町内会等が、活動実施や収支計画について議決する。
(相談対応)	(相談対応)	・市は状況に応じて相談に対応
受付、内容確認 副申書の交付	状況に応じて連携	・町内会等に該当すること、街区公園等に該当することを確認する。
		・設置・管理の目的、効果を確認する。
		・設置により想定されるデメリットとその対策を確認する。
		・公園施設の設置等の収支計画を確認する。
		・前年度のにぎわいづくりイベントの実施状況を確認する。
		・町内会等の活動として公園の改良を行うことや収支計画を確認する。
		・誓約書に記名があることを確認する。
		・町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合は、「活動目的に地域コミュニティの活性化を図る旨の内容が含まれていることを確認する。
		・町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合、構成団体を確認する。
	○ 申請書の審査・許可書の交付	・町内会等は、通常の設定許可申請書に副申書を添付し提出する。 ・審査、許可書の発行は通常の手続
報告書受理・確認	報告書受理・確認 (指定管理者制度)	・事業計画書のとおり活動しているか確認する。
受付、内容確認 副申書の交付 (相談対応)	状況に応じて連携	・次年度へ継続に向け、にぎわいづくりイベントの実績要件を満たしていることについて確認する。 ・実績として認められるにぎわいづくりイベントに該当するか否かを確認する。
	○ 申請書の審査・許可書の交付	
		・町内会等が、活動実施や収支決算について議決する。
報告書受理・確認 (相談対応)	報告書受理・確認 (相談対応) (指定管理者制度)	・事業計画書のとおり活動しているか確認する。 ・収益を町内会等へ充当したことを確認する。 区維持管理課への自主事業における収支報告書の提出は不要。

(3) 副申書作成依頼書の内容確認チェック票 (地域起こし推進課用)

区分	確認内容	確認方法	適否	
共通事項				
提出書類	必要な提出書類が揃っているか。 記名、署名、記載事項にも れはないか。	物販等を主目的とする 営利活動	公園使用許可申請書に係る副申書作成依頼書 (様式 1)	
			営利活動実施計画書 (様式 1-1)	
			営利活動に係る誓約書 (様式 1-2)	
			町内会等議決証明書	
			団体規約	
			構成団体名簿 (町内会等以外の場合)	
			その他 近隣説明計画書など (必要となる場合)	
		自動販売機の設置	公園施設設置許可申請書に係る副申書作成依頼書 (様式 2) (継続時は様式 2-5)	
			自動販売機設置計画書 (様式 2-1) (継続時は様式 2-6)	
			にぎわいづくりイベント実施報告書 (様式 2-2) (公園使用許可書の写しを添付)	
			自動販売機の設置に係る誓約書 (様式 2-3) (継続時は様式 2-7)	
			町内会等議決証明書	
			団体規約※	
			構成団体名簿 (町内会等以外の場合) ※	
		その他		
		公園改良の提案	公園改良の提案 (自主事業) の申請に係る副申書作成依頼書 (様式 3) (継続時は様式 3-4)	
			事業計画書一式 (自主事業) ※	
			にぎわいづくり活動実施報告書 (様式 3-1) (公園使用許可書の写しを添付)	
			町内会等議決証明書	
			公園改良の提案に係る誓約書 (様式 3-2) (継続時は様式 3-6)	
			団体規約※	
構成団体名簿※ (町内会等以外の場合)				
その他				

※は継続時前回申請より変更がなければ添付不要

区分	確認内容	確認方法	適否
制度活用 の 前提条件	本制度による収益は、申請団体の活動費に充当すること。	収支予算書に具体的な金額が記入され、活動費への充当額が明記されている。	
		町内会等で実施するものとして、議決証明書が添付されている。	
		記名、署名のある誓約書が添付されている。	
活動場所	対象の街区公園等であること。	維持管理課に確認 (事前にリストを入手し確認することも可)	
組織要件	町内会等に該当すること。		
	① 単位町内会・自治会	地域起こし推進課内で町内会として把握していることを確認	
	② 連合町内会		
	② 地区社会福祉協議会	区社会福祉協議会に確認	
	③ 公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体	団体規約等に、地域コミュニティの活性化を図ることが活動目的として含まれている。 構成員名簿を確認し、当該地域内の町内会・自治会等が含まれており、その他、地域コミュニティの活性化を図る上で支障となる団体が含まれていないこと。	
自動販売機の設置			
維持管理 実績	活動場所の街区公園等の指定管理者又は広島市街区公園清掃等報奨金制度利用団体であること。	当該街区公園等の指定管理者であることを、維持管理課に確認（事前にリストを入手し確認することも可）	
		清掃等報奨金制度利用団体であることを、維持管理課に確認（事前にリストを入手し確認することも可）	
活動実績	前年度中に、にぎわいづくりイベントを2回以上実施していること。	にぎわいづくり活動実施報告書に2回以上の活動が記載されている。	
		上記報告書に記載した許可書の写しが添付されている。	
公園改良の提案			
維持管理 実績	活動場所の街区公園等の指定管理者であること。	当該街区公園等の指定管理者であることを、維持管理課に確認（事前にリストを入手し確認することも可）	
活動実績	前年度中に、にぎわいづくりイベントを2回以上実施していること。	にぎわいづくり活動実施報告書に2回以上の活動が記載されている。	
		上記報告書に記載した許可書の写しが添付されている。	

參考資料

参考：公園施設の種類（都市公園法）

分類	公園施設の種類				
園路広場	園路	広場			
修景施設	植栽	芝生花壇	いけがき	日陰だな	噴水水流
	池	滝つき山	彫像	彫像	灯籠石組
	飛石	飛石	その他これらに類するもの		
休養施設	休憩所	ベンチ野外卓	ピクニック場	キャンプ場	
	その他これらに類するもの				
遊戯施設	ブランコ	滑り台	シーソー	ジャングルジム	ラダー
	砂場	徒渉池	舟遊場	魚釣り場	メリーゴーランド
	遊戯用電車	野外ダンス場	その他これらに類するもの		
運動施設	野球場	陸上競技場	サッカー場	ラグビー場	テニスコート
	バスケットボール場	バレーボール場	ゴルフ場	ゲートボール場	水泳プール
	温水利用型健康運動施設	リハビリテーション用運動施設	ボート場	スケート場	スキー場
	相撲場	弓場	乗馬場	鉄棒	つり輪
	その他これらに類するもの		これらに附属する工作物（観覧席、シャワー等）		
教養施設	植物園	温室	分区園	動物園	動物舎
	水族館	自然生態園	野鳥観察所	動植物の保護繁殖施設	
	野外劇場	野外音楽堂	図書館	天体・気象観測施設	
	陳列館	体験学習施設	記念碑	その他これらに類するもの	
	遺跡跡（古墳、城跡等）				
便益施設	売店	飲食店	宿泊施設	駐車場	園内移動用施設
	便所	荷物預り所	時計台	水飲み場	手洗い場
	その他これらに類するもの				
管理施設	門	柵	管理事務所	詰所	倉庫
	車庫	材料置場	苗畑	掲示板	標識
	照明施設	くず箱	水道	井戸	暗渠
	水門	雨水貯留施設	水質浄化施設	護岸	擁壁
	発電施設（環境への負荷の低減に資するもの）			ごみ処理場（廃棄物再生利用施設を含む）	
その他これらに類するもの					
その他の施設	展望台	集会所	備蓄倉庫	[耐震性貯水槽]	[放送施設]
	[情報通信施設]	[ヘリポート]	[係留施設]	[発電施設]	[延焼防止のための散水施設]
	※[]内は省令で定めている施設				

出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用

にぎわいづくりイベントに該当するもの

公園管理事務の手引き（財産管理編） 利用項目ごとの取扱い（P.39～41）		
No.	利用項目	説明
1	ソフトボール、野球、サッカー等の球技	原則は、有料公園施設や相当な広さがあり、ネット設備等を有する多目的広場の利用を指導する。 ネット設備等を有しない公園において、他の利用者に迷惑を及ぼす可能性がある場合は、利用を制限する。
2	グランドゴルフ、ゲートボール	原則、自由使用とする。但し、大会を行う場合はスポーツ大会として許可を要する。
3	ゴルフ	公園内では禁止する。また、素振り等の練習も危険なため禁止する。
4	ニュースポーツ（スケートボード、BMX、ローラースケートなど）	原則、自由使用とする。但し、安全性の点から公園管理者が公園内で実施可能か判断する（判断の際の考え方：ボール等が予測できない方向へ飛んでいく可能性があるか、硬いボールなどを使用するか、器具を振り上げて使うかなど）。
5	スポーツ大会	許可を要する。申請時に地元との利用調整を指導する。マラソンのスタート&ゴールとしての使用もスポーツ大会として扱う。 また、企業の宣伝につながるような幟や横断幕を掲出しないよう指導する。
6	スポーツ教室	営利目的ではなく、他の利用者への迷惑や危険が生じないものであれば、地元調整を指導のうえ、自由使用として認める。
7	花火	手持ちの花火は禁止しないが、安全に十分注意し、近隣住民の迷惑にならないよう指導する。打ち上げ花火は危険性が高いため、原則として禁止する。ただし、地域住民等による慣習的なものであり、かつ、近隣住民の同意が得られ、安全が確保できれば、認めることができる。
8	キャンプ	宿泊を伴う使用は、禁止する。火気については、直火の使用は禁止する。バーベキューコンロなどでの使用は可能とするが、安全に十分注意し、後片付けを確実にを行うよう指導する。安全性が確保できない場合は、バーベキューコンロなどの使用も禁止する。
9	花見	自由使用として扱う。火気については、直火の使用は禁止する。バーベキューコンロなどでの使用は可能とするが、安全に十分注意し、後片付けを確実にを行うよう指導する。安全性が確保できない場合は、バーベキューコンロなどの使用も禁止する。
10	遠足	自由使用として扱う。
11	盆踊り、祭り	許可を要する。申請時に地元との利用調整を指導する。櫓やテントを設置する場合は、準備・撤収の期間も含めて許可対象期間とする。
12	運動会	許可を要する。申請時に地元との利用調整を指導する。社内運動会は、許可しない。地元幼稚園の運動会は許可する（練習は、自由使用の範囲内で認める。）。
13	写生大会	原則許可を要する。但し、学校の授業等によるものは、自由使用として扱う。
14	写真・映画撮影	業として撮影を行う場合は、許可を要する。 (自由使用の事例) ・スナップ写真等の撮影 ・官公署職員による業務上の撮影 ・趣味サークルの撮影会等（但し、排他的・独占使用にあたる場合は集会として扱う。） (許可使用の事例) ・映画、TV番組、CM制作のための撮影 ・新聞、TV報道のための撮影 ・企業、官公署が作成するパンフレット等のための撮影
15	防災消防訓練	許可を要する。訓練内容を十分把握し、火気使用の場合などは安全確保・施設保全の観点から十分指導する。
16	キャンペーン	許可を要する。公益上の目的があるもののみ許可する。 (営利目的のものは許可しない。)
17	集会	許可を要する。単なる集合、解散のための使用は自由使用として扱う。 (選挙出陣式は集会として扱う。)
18	出店（露店）	原則許可しない。 但し、次の場合は許可する。 ・公益性のあるイベントに付随するもの ・地元住民に受け入れられている慣例行事（祭礼行事、盆踊りなど）に付随するもの
19	興行（サーカス、野外コサートなど）	許可を要する。
20	募金活動	強要することなどにより、公園利用者の迷惑となる行為であるため、原則許可しない。

区 分		本制度における取扱い	
		にぎわいづくりイベント (使用許可必要)	取扱いの考え方等
自由使用	許可使用		
○	○ (大会を行う場合)	× 〔大会を行う 場合は5へ〕	自由使用の範囲内のものは、にぎわいづくりイベントには該当しない。
○	○ (大会を行う場合)	× (大会を行う場合は5へ)	自由使用の範囲内のものは、にぎわいづくりイベントには該当しない。
×	×	×	禁止行為のため、不可。
○	○ (大会を行う場合)	× 〔大会を行う 場合は5へ〕	自由使用の範囲内のものは、にぎわいづくりイベントには該当しない。
×	○	○	にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。 ただし営利目的でないもの。
○	×	×	自由使用のみしか認めていないため、不可。
○	△	△	にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。 ただし、自由使用の範囲内のものや、町内会等の住民等が全く参加しないものはにぎわいづくり活動に該当しないことから、にぎわいづくりイベントに該当しないものとして扱う。
○	×	×	自由使用のみしか認めていないため、不可。
○	×	×	自由使用のみしか認めていないため、不可。
○	×	×	自由使用のみしか認めていないため、不可。
×	○	○	にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。
×	○	○	にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。
○	○	○	にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。
○	○	×	直接的に人を呼び込むための行為でない(にぎわいづくり活動に該当しない) ため、にぎわいづくりイベントに該当しないものとして扱う。
×	○	○	にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。
×	○	○	にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。 町内会等が主催(仲介含む)する場合は、該当。 〔公益的なキャンペーンのほか、営利企業の販促イベント等に対し、 町内会が使用させる例も含む。〕
×	○	△	にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。 ただし、町内会等の住民等が全く参加しないものはにぎわいづくり活動に該当しないことから、にぎわいづくりイベントに該当しないものとして扱う。
×	○ (特定の場合 のみ 許可する)	○ 〔物品販売等を 主目的とする 営利活動〕	地域の慣例行事に付随するもの(特定の場合のみ許可するものに該当)のほか、営利活動を主目的としたものも実施可能とし、にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。 〔営利企業等による営利イベント等に対し、町内会が使用させる例も含む。遠方産地からの直売会など。〕
×	○	○	にぎわいづくりイベントに該当するものとして扱う。 (町内会等が興行主に使用させる場合を含む。)
×	×	×	禁止行為のため、不可。

